

広島県告示第五百四十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり訪問看護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅サービス事業者 名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
医療法人たかまさ会	広島市東区上温品一丁目二四一九	訪問看護ステーションふれあい	広島市東区上温品一丁目二四一九	平成一八年三月三一日
広島県厚生農業協同組合連合会	広島市中区大手町三丁目一三一八	厚生連尾道訪問看護ステーション	尾道市古浜町一四七六一三	平成一八年三月三一日
医療法人社団和恒会	呉市広白石四丁目七一一二	訪問看護ステーションふたば	呉市広白石四丁目七一一二	平成一八年三月三一日
医療法人緑風会	呉市阿賀北一丁目一四一五	ほうゆう訪問看護ステーション	呉市阿賀北一丁目一四一五	平成一八年三月三一日
帝人在宅医療西日本株式会社	広島市中区鞆町一三―四	鞆町訪問看護ステーション	広島市中区鞆町一三―四	平成一八年三月三一日
医療法人社団おると会	広島市中区舟入中町九―五	はまわき訪問看護ステーション	広島市中区舟入中町一―七（医療法人社団おると会浜脇整形外科リハビリセンター内）	平成一八年四月一日
有限会社 キュー・オー・エルサービス	福山市坪生町二二六三―一	多機能地域ケアホームありがとう訪問看護リハビリステーション	福山市春日町浦上一二〇五	平成一八年四月一日
社会福祉法人せとうち	福山市箕島町五〇四―三	訪問看護ステーションプレジール箕島	福山市箕島町五〇四―三	平成一八年四月一日
医療法人社団緑雨会	広島市安佐北区落合一丁目一四一九	高陽第一診療所訪問看護ステーション	広島市安佐北区落合一丁目一五―七	平成一八年四月三〇日
有限会社ひまわり	福山市大門町三丁目三五―五	ひまわり訪問看護ステーション	福山市大門町三丁目三五―五	平成一八年五月一日
医療法人社団光仁会	広島市西区天満町八一七	こぶしの里訪問看護ステーション	庄原市東城町川東一五二―四	平成一八年七月三一日
医療法人社団長寿会	広島市安芸区中野五丁目一三一三〇	訪問看護ステーション瀬野川	広島市安芸区中野六丁目八一二	平成一八年八月三一日

医療法人杏仁会	三原市城町三丁目七 一	訪問看護ステーションかもめ	三原市城町三丁目七 一	平成一八年一〇 月三日
医療法人社団慶 寿会千代田中央 病院	山県郡北広島町有田 一一九二	さつき訪問看護 ステーション	山県郡北広島町有田 一一九二	平成一八年一〇 月三日
医療法人明和会	山県郡北広島町壬生 四三三―四	訪問看護ステーションちよだ	山県郡北広島町壬生 九一五―四	平成一八年一〇 月三日
有限会社サンレ イ介護研究所	廿日市市串戸二丁目 一六一―一七	サンレイ訪問看護 ステーション	廿日市市串戸二丁目 一六一―一七	平成一八年一二 月三日